

## 稲沢市水田農業ビジョンについて

国は、近年の稲作農家の収入減や30年余にわたり実施されてきた生産調整に対する限界感・不公平感の増大など、閉塞状況とも言うべき事態に立ち至っている水田農業の未来を切り拓くため、これまでの水田農業政策・米政策の大転換を図ることを旨として、平成14年12月に「米政策改革大綱」を決定しました。

この大綱は、需給調整対策、流通制度、構造政策・経営政策及び生産対策における改革を総合的かつ有機的に連携を図りつつ推進することによって、平成22年度までに担い手が水田の大部分を担う生産構造を構築し、こうした担い手を中心に消費者重視・市場重視の観点から需要に即した売れる米づくりが行われるという「米づくりの本来あるべき姿」を実現することを目指しております。その実現のために、各地域において「地域水田農業ビジョン」を作成し、その中に地域の特色ある水田農業の展開を図り、米の生産調整の的確な実施を確保するため、地域水田農業ビジョンに基づき従来の全国一律補助から地域の実情に応じた補助へ移行することとなりました。

### 1 地域水田農業の改革の基本的な方向

#### (1) 農業の特性

稲沢市は、総面積7,930haで、愛知県の西部に位置し、西側に木曽川が流れ、中心には日光川、三宅川、東には青木川、五条川が流れています。

土壌は、木曽川の堆積によってできた土地であるため、地形的には全域が平坦地であり、地質的には、第4期沖積層に属し、表土は、壤土または砂質壤土となっており、農耕に適した肥沃な土地となっています。

本市は農業振興区域が9割近くを占め、農業が中心的産業であり、栽培作物は、稲沢地区においては、水稻、ほうれんそう、えだまめ、かりもり、ネギ、トマト、ナス等、また、植木苗木、果樹苗木、フキ、キク等の花きが盛んです。

平和地区においては、水稻、また、トマト、ミツバ、パセリ、イチゴ、ネギ、植木、苗木の栽培が盛んである。

祖父江地区においては、水稻、ブロッコリー、キャベツ、ハクサイ、イチゴ、キク、鉢花、その他に植木苗木が盛んです。また、ぎんなんは、その品質の良さから全国的に広く知れわたり、生産量は日本一といわれています。

本市の営農については、市内の未整備地区において、土地改良事業による基盤整備を進められ、農業の構造改革も進み、農業の生産性向上のため、分業化が進み、植木農家、施設園芸農家等が行っていた水田経営については、水田の担い手（オペレーター）に委託する傾向も強まってきています。このような状況において、担い手の重要性は増しており、各集落や行政及び農協等関係機関と連携し、土地利用集積を進めると共に認定農業者制度を活用し、担い手の育成に努めています。

#### (2) 作物振興及び水田利用の将来方向

地区により農業の特徴や土壌性質及び基盤整備の進行状況が異なりますが、水田における土地利用集積型農業を活性化させ、水田の有効的かつ効率的利用を押し進める一方、実需者のニーズに対応できる生産・品質管理システムを検討し、

環境にもやさしい米づくりにも力を入れ、売れる米づくりを図っていきます。また、水田の転作を進め、水田における水稲以外の作物栽培も検討していきます。

具体的には、生産調整について、稲沢地区においては、菜の花、れんげ、コスモス、ばら等の景観形成作物の生産調整を主体的に推進し、また、その他に一般作物、特例作物、集落営農、地元産米（特別栽培米も含む）の消費拡大・販売促進、も推進する。祖父江地区においては、地力増進作物、花木を主体的に推進し、その他の生産調整作物（一般作物、特例作物、永年性作物等）調整水田等も推進する。平和地区においては、いちご及び花木、種苗を推進する。

以上を考慮し、下記のように土地利用集積を進め、規模拡大による機械の高度利用等の最新の技術や情報を提供し、水田農業経営の安定化を図ります。

- 実需者のニーズに対応した作付け・販売計画の策定
  - 水稲の適切な種子更新、肥培管理による品質の向上と均質化
  - 水稲以外の作物作付けの推進
  - 土地利用集積型農業を推進するため、担い手への土地利用集積
  - 機械の高度利用等を行い、経営の安定化の推進
  - 消費拡大を図るため、農協、小売店等の協力を得、地産地消・販売の促進
  - トレーサビリティ・システムの導入等安全・安心な農産物生産の推進
  - 良質米栽培の推進
  - カントリーエレベーターによる品質向上
- 等に取り組むこととする。

### (3) 担い手の明確化と育成の将来方向

稲沢市水田農業ビジョンにおける担い手としては、「産業型農業」の展開のため意欲的に取り組み水稲を主とする4ha以上の水田経営を行う認定農業者または法人組織を基本とします。また水田耕作面積が1ha以上で4ha未満の意欲的な水田経営者を準担い手と位置づけ、利用集積による経営規模の拡大を図り、水田面積が4ha以上となり、認定農業者となるよう指導するとともに情報提供や研修等により育成していきます。

なお、準担い手については、担い手リストには、列挙しないものとする。

また、担い手の育成方針として「米づくりのあるべき姿」への移行時期において、米生産の5割以上の生産を担い手が担うことを目標とします。

## 2 具体的な目標

### (1) 作物作付け及びその販売の目標 作付計画

(単位: ha)

作物名	品種名	現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成22年度の目標
水稲	特別栽培米	18	40	50	60
	慣行栽培米	1,702	1,145	1,135	1,125
合計		1,720	1,185	1,185	1,185

注) 農家保有米等の生産面積も含めた面積で示す。

## 販売計画

(単位：ト)

作物名	品種名	現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成22年度の目標
水稲	特別栽培米	75	168	210	250
	慣行栽培米	1,338	1,440	1,475	1,500
合計		1,413	1,608	1,685	1,750

注) 農協の米販売計画数量で示す。

### (2) 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

稲沢市水田農業ビジョンにおける担い手

- ・ 水稲経営面積4ha以上の認定農業者等
- ・ 1ha以上の水田の所有者や耕作者を準担い手と位置づけ、利用集積を押し進め、経営面積を4ha以上にし、認定農業者に認定する。

担い手及び準担い手については、「1(3)」を参照の事。

土地の利用集積

- ・ 農地の出し手と受け手(担い手)の情報を把握し、担い手への利用集積を図り経営規模の拡大を図る。
- ・ 集落に集積・委託の協力要請をする。
- ・ 休耕田や遊休農地を把握し、集積する。
- ・ 担い手の耕作地が不連続な時、一団を形成するよう調整する。

## 3 稲沢市水田農業ビジョン実現のための手段

### (1) 水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)

生産調整実施者でかつ集荷円滑化対策に係る拠出が必要。

なお、農業者団体の場合は、助成要件は個々の農業者において判定するため、農業者間で生産数量調整を行うこと。

年度当初に愛知西農業協同組合に申し出ること。

助成水田には水稲を作付けしないこと。

なお、交付に当たって小数点以下端数金額が生じた場合は、少数点以下を切り捨てる。

稲沢・明治・千代田・大里地区

基本助成

生産調整推進のため、景観形成作物・一般作物や特例作物の栽培にて水田を管理したとき、個人または農業者団体に助成する。

内 容		交付金額
30a以上の連担した田において	水田に一般作物・特例作物を栽培したとき	10,000円/10a
	水田に景観形成作物を栽培したとき(菜の花、れんげ、コスモス、ばら)	40,000円/10a
資源循環型農業振興	菜の花を植え、菜種を収穫したとき	25,000円/10a

### 集落営農育成

内 容	交付金額
対象：農業生産組合 要件：50a以上連担した田を集積し、担い手育成を図ったとき。ただし、年1回のみ。	10,000円/組合

### 地元産米の消費拡大・販売促進

内 容	交付金額
地元産米の消費拡大や地元産米販売強化を図る活動を行う農業関係団体や農産物加工組織等に対し協議会が必要と認めた経費を助成する。 6月30日までに事業計画書と収支予算書を提出すること。	1,000,000円以内/団体

### 祖父江地区

区 分	交 付 単 価	
	基本部分	団地加算又は、利用集積加算(1作1ha以上)
一般作物 麦・大豆 1作又は2作	10,000円/10a	20,000円/10a
一般作物 飼料作物 1作又は2作		
一般作物 その他 (花き、種苗類、地力増進作物等)		
特例作物(野菜等)		
永年性作物(果樹等、転換畑、施設園芸用施設用地等)	10,000円/10a	-----
調整水田又は自己保全管理		

### 平和地区

区 分	要 件	交付金額
転作田いちご栽培助成	15a以上の団地化された転作田において、いちごを作付け、管理したとき	40,000円/10a
転作田花木栽培助成	15a以上の団地化された転作田において、花木、種苗を作付け、管理したとき	30,000円/10a

### 共通助成

内 容	交付金額	
特別栽培米を生産した農業者	要件：・作付け計画書の提出 ・一団で30a以上 ・農協栽培指針に基づき栽培日誌の記帳と提出 ・農協共同乾燥施設利用 ただし、農協単独助成の良質米生産助成との重複助成は受けられません。	6,000円/10a

(2) その他の助成制度

稲作構造改革促進交付金（担い手以外）

生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対しても米の米価下落等の影響を緩和する為の支援を行うとともに、担い手へ集積される場合には加算が受け取れるよう措置。（加算される水田が、2年以内に、品目横断的経営安定対策の加入者に集積された場合に加算して交付。）

ア 助成対象者

生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に係る抛出行っている者（ただし、品目横断的経営安定対策の加入者は受給不可）

イ 助成単価等（助成水準）

一般部分 600円 / 10a

担い手集積加算 1,000円 / 10a

・定額支払い（但し、減収幅が小さい場合は、減収の9割を上限）

ウ 補てん単価

(1) 一般部分

「(基準収入 - 当年産収入) × 」が

助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価

助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 」が補て

ん単価

の値は、協議会の判断で0.9以下

(2) 担い手集積加算

「(基準収入 - 当年産収入) × 」が

助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価

助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 」が補て

ん単価

の値は、協議会の判断で0.9以下

エ 生産者抛出台

なし

品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）（担い手）

その年の対象品目の販売収入の合計額が、最近の平均収入額より下がった場合に、差額の9割が補てんされます。（生産者からの一定の抛出を要する。）

ア 対象品目

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ

イ 抛出台

生産者1：国3の割合で抛出台

（実質上、農家の抛出台は、補てん原資の1 / 4）

（算式）

（標準的収入 × 品目ごとの面積） × 10% × 9割 × 1 / 4

ウ 加入要件

認定農業者等であり、生産調整の実施かつ集荷円滑化対策の加入・抛出台が実質的要件。

経営規模面積が、認定農業者は、3ha以上、集落営農は、15ha以上。

経営規模面積とは、農地基本台帳の現況地目が「田」「畑」の合計面積。

## エ 補てん額

(算式)

(標準的収入 - 当該年収入) × 品目ごとの面積 × 9割

- ・標準的収入は、過去5カ年中庸3カ年の平均収入。
- ・標準的・当該年収入は、毎年春に県別で決定されます。
- ・農業災害補償制度による補償との重複を上記算式から控除。

## 集荷円滑化対策

豊作による過剰米が発生した際の米価の下落による農業経営への影響を防ぐため、あらかじめ認定を受けた生産調整方針に従って生産を行う者からの抛出等により米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」という。)において基金を造成し、機構は主食用と区分して在庫として保有する過剰米について、無利子の短期融資を行い、一旦市場から隔離する取組を促進するとともに、国は、機構が無利子貸付業務を行うのに要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

### ア 抛出金

水稻作付面積 1,500円/10aの抛出が必要

### イ 支援内容

農業者抛出による支援 4,000円/60kg

無利子短期融資 3,000円/60kg

## (3) その他の取組み

稲沢市と愛知西農業協同組合が生産調整の促進のための取組みに対し、次の助成を行う。

稲沢市と愛知西農業協同組合(以下「農協」という。)の助成制度

この助成については生産調整の達成にかかわらず実施面積に応じて交付されます。(集荷円滑化対策の加入不要。)

ただし、水田農業構造改革交付金を助成されたときは、助成されない。

なお、この助成を受ける場合、年度当初に農協への申し出が必要となる。

・転作助成【市1/2・農協1/2の割合により助成】

ア．麦・大豆を一団で1.5ha以上作付した農業者に交付する。

20,000円/10a

イ．れんげ、コスモスなどの景観形成作物を一団で30a以上作付した農業者に交付する。

10,000円/10a

ウ．水田にて、野菜(農協共販品目)を一団で30a以上作付した農業者に交付する。

10,000円/10a

エ．玉葱の種苗を一団で20a以上作付した農業者に交付する。

10,000円/10a

- ・良質米生産助成【市 1 / 2 ・農協 1 / 2 の割合により助成】  
（下記の要件を満たしたもの）
- ア．特別栽培米を生産した農業者に交付する。  
12,000円 / 10a  
要件：・作付け計画書の提出  
・一団で30a以上  
・農協栽培指針に基づき栽培日誌の記帳と提出  
・農協共同乾燥施設利用
- ・集落営農助成【市 1 / 2 ・農協 1 / 2 の割合により助成】
- ア．転作・土地集積・特別栽培米等の集団化推進助成（1集落1ヶ所のみ）  
・一団で1ha以上 6,000円 / 10a
- ・米集荷助成【農協のみ助成】  
（下記の要件を満たしたもの）
- ・農協出荷 500円 / 1俵  
要件：・農協共同乾燥施設利用  
・ミニライス利用（ただし、網目農協指定）
- ・集荷円滑化対策への加入助成【市 1 / 2 ・農協 1 / 2 の割合により助成】
- ・集荷円滑化対策への加入促進のため、農業者が抛出する水稲作付面積10aあたり1,500円のうちの一部を助成。  
1,000円 / 10a

4 担い手の明確化  
《リストは省略》